

○民間事業者による信書の送達に関する法律第四十八条第一項第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物を指定する件（平成 15 年総務省告示第 203 号）

民間事業者による信書の送達に関する法律第四十八条第一項第一号の総務大臣の指定するものは、昭和二十二年逓信省告示第三百八十四号（郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第十二条第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物指定の件）に定める物とする。この場合において、九の項中「郵便物」とあるのは、「信書便物」と読み替えるものとする。